『with HOME サービス利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2024年 11月8日改版(改定前)	2024 年 12 月 19 日改版(改定後)
第20条(遅延利息)	第20条(遅延利息)
契約者は、本料金について支払期限を経過してもなお支払いがない場合には、支払期	契約者は、本料金について支払期限を経過してもなお支払いがない場合には、支払
限の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合(年当たりの割	期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合(年当たり
合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得	の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算し
た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。但し、	て得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。但
支払期限の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありま	し、支払いの日が2025年2月13日以前で、支払期日の翌日から起算して10日
せん。	以内の場合はこの限りでありません。
	<u>附則</u>
	(新設)
	本改正規約は 2024 年 12 月 1 9 日より適用します。